

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 介護保険事業者法令遵守責任者設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、介護保険法第115条の32及び介護保険法施行規則第140条の39の規定により、介護保険事業者法令遵守責任者の設置について定めることを目的とする。

(任 命)

第2条 介護保険事業者法令遵守責任者は事務局長の職にある者を充てる。

(職 務)

第3条 介護保険事業者法令遵守責任者は、介護保険法及び関係法令の遵守を確保するための措置を講ずるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、介護保険事業者法令遵守責任者設置に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。